

Z—69—F

第 69 回税理士試験

# 消費税法

## 解答

資格★合格クレール

問1 計25点

(1)について

<イについて>

① 免除の対象となる取引（輸出取引等）

- (イ) 本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け
- (ロ) 外国貨物の譲渡又は貸付け（(イ)に該当するものを除く。）
- (ハ) 国内及び国外にわたって行われる旅客、貨物の輸送又は通信
- (ニ) 船舶運航事業者等に対して行われる資産の譲渡等で次に掲げるもの
  - a 外航船舶等の譲渡若しくは貸付け又は修理
  - b 専ら国内と国外又は国外と国外との間で行われる貨物の輸送の用に供されるコンテナの譲渡若しくは貸付け又は修理
  - c 外航船舶等の水先、誘導その他これらに類する役務の提供等
- (ホ) 外国貨物の荷役、運送、保管、検数又は鑑定等の役務の提供（指定保税地域等における輸出しようとする貨物及び輸入の許可を受けた貨物に係るこれらの役務の提供を含み、特例輸出貨物に係るこれらの役務の提供にあつては、一定のものに限る。）
- (ヘ) 国内及び国外にわたって行われる郵便又は信書便
- (ト) 非居住者に対する無形固定資産等の譲渡又は貸付け
- (フ) 非居住者に対する役務の提供で次に掲げるもの以外のもの
  - a 国内に所在する資産に係る運送又は保管
  - b 国内における飲食又は宿泊
  - c a及びbに準ずるもので国内において直接便益を享受するもの

## ② 適用を受けるための要件（輸出証明）

### (イ) 内容

この規定は、その課税資産の譲渡等が輸出取引等に該当するものであることにつき、証明がされたものでない場合には、適用しない。

### (ロ) 証明方法

次に掲げる場合の区分に応じ、輸出の事実を記載した書類又は帳簿を整理し、その課税資産の譲渡等を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、納税地又は事務所等の所在地に保存することにより証明する。

- a 上記①(イ)の場合…輸出許可書
- b 上記①(イ)で郵便物（一定の郵便物に限る。）として当該資産を輸出した場合…帳簿又は書類
- c 上記①(ハ)の貨物の輸送又は通信、上記①(ヘ)の郵便又は信書便の場合…帳簿又は書類
- d a～c以外の場合…契約書その他の書類

### 【参考】

輸出許可書等の書類又は帳簿を整理し、その課税資産の譲渡等を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、納税地又は事務所等の所在地に保存することにより証明する。

### <ロについて>

日本の消費税は消費地課税主義の原則に基づいていることから、日本国内から外国への物品等の譲渡等・日本国内から外国への輸送・輸出物品販売場での譲渡等については、国際間での二重課税を防止し、国際競争力の低下を防ぐ必要がある。そのため、輸出免税制度が採用されている。

### (2)について

#### <課税資産の譲渡等に係る輸出取引等に該当するとみなされるもの>

国内以外の地域における資産の譲渡等又は自己の使用のため、資産を輸出した場合である。

#### <具体例>

- ・ 国外支店で販売を行うために、その支店宛への棚卸資産の輸出
- ・ 国外支店で使用するための備品等の輸出

## 問2 計25点

### (1)について

#### <簡易課税制度の適用要件>

事業者（免税事業者を除く。）が、納税地の所轄税務署長にその基準期間における課税売上高が5,000万円以下である課税期間について簡易課税制度選択届出書を提出した場合には、その届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間（その基準期間における課税売上高が5,000万円を超える課税期間を除く。）については、簡易課税制度が適用される。

#### <消費税簡易課税制度選択届出書の提出が制限される場合>

簡易課税制度の適用を受けようとする事業者は、次に掲げる場合に該当するときは、その仕入れ等の日の属する課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、簡易課税制度選択届出書を提出することができない。

- ① 調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の課税事業者選択不適用届出書についての届出の制限を受ける場合
- ② 高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例の適用を受ける場合（①に該当する場合を除く。）

#### <個人事業者Aの場合>

下記①及び②より、Aは、当課税期間に簡易課税制度選択届出書を提出することができるため、翌課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下である場合には、簡易課税制度を適用することができる。

- ① 調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の課税事業者選択不適用届出書についての届出の制限を受ける場合

Aは、当課税期間において製造用機械装置(税込900万円)を購入しており、当該製造用機械装置は下記の通り、調整対象固定資産に該当する。

$$9,000,000 \text{円} \times \frac{100}{108} = 8,333,333 \text{円} \geq 1,000,000 \text{円} \quad \therefore \text{調整対象固定資産に該当する}$$

しかし、Aは課税事業者選択届出書を提出したことはないため、簡易課税制度選択届出書の提出は制限されない。

- ② 高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例の適用を受ける場合

Aが購入した製造用機械装置は下記の通り、高額特定資産に該当しないため、簡易課税制度選択届出書の提出は制限されない。

$$9,000,000 \text{円} \times \frac{100}{108} = 8,333,333 \text{円} < 10,000,000 \text{円} \quad \therefore \text{高額特定資産に該当しない}$$

(2)について

<事業区分>

第一種事業・・・卸売業

第二種事業・・・小売業

第三種事業・・・製造業（製造小売業を含む。）、建設業等

第五種事業・・・運輸通信業、金融・保険業、サービス業（飲食店業を除く。）

第六種事業・・・不動産業

第四種事業・・・上記以外の事業

<みなし仕入率>

第一種事業・・・90%

第二種事業・・・80%

第三種事業・・・70%

第四種事業・・・60%

第五種事業・・・50%

第六種事業・・・40%

### (3)について

#### ① 原則的な計算方法

課税標準額に対する消費税額から控除することができる課税仕入れ等の税額の合計額は、原則にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

- (イ) その事業者のその課税期間の課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等及び輸出免税等の規定により消費税が免除されるものを除く。）に係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額からその課税期間における売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額にみなし仕入率を乗じて計算した金額
- (ロ) その事業者のその課税期間の特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額からその課税期間における特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額を控除した残額

#### ② 複数の事業を営んでいる場合に適用できる特例的な計算方法

##### (イ) 原則

上記①(イ)のみなし仕入率を、売上げに係る消費税額のうち第一種事業から第六種事業に係る消費税額にそれぞれ上記(2)のみなし仕入率を乗じて計算した金額の合計額の占める割合に代える。

##### (ロ) 特例

イ 2種類以上の事業を営む事業者で、特定一事業の課税売上高が全体の75%以上を占める場合には、その特定一事業のみなし仕入率をその特定一事業以外の事業に係る消費税額に対しても適用することができる。

ロ 3種類以上の事業を営む事業者で、特定二事業の課税売上高の合計額が全体の75%以上を占める場合には、その特定二事業のうち低い方のみなし仕入率をその特定二事業以外の事業に係る消費税額に対しても適用することができる。

#### ③ 事業の種類ごとの区分をしていないものがある場合

区分していない課税資産の譲渡等については、そのうち最も低いみなし仕入率の事業に係るものとして、みなし仕入率を適用する。

Z-69-F 〔第二問〕 解答

問1 計38点

I 納税義務の有無の判定

計 算 過 程
〔納税義務の有無の判定〕 (単位：円、以下同じ)
$(614,241,600 - 301,884,000) \times \frac{100}{108} = 289,220,000$
$\frac{289,220,000}{9} \times 12 = 385,626,666 > 10,000,000 \quad \therefore \text{納税義務あり}$

II 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程	(単位：円)
$580,000 + 24,652,000 + 648,000 + (684,550,000 - 475,630,000) + (615,620,000 - 330,000,000)$	
$+ (53,168,000 - 27,400,000) + 40,276,000 + 4,278,000 + 120,000 + 230,000 \times = 591,092,000$	
$591,092,000 \times \frac{100}{108} = 547,307,407 \rightarrow 547,307,000 \text{ (千円未満切捨)}$	
<p>※低額譲渡 <math>230,000 \times 50\% &gt; 50,000 \quad \therefore \text{該当する}</math></p>	
金 額	547,307,000 円

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程	(単位：円)	金 額
$547,307,000 \times 6.3\% = 34,480,341$		34,480,341 円

【控除過大調整税額】

計 算 過 程	(単位：円)	金 額
		0 円

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等

【課税売上割合】

計 算 過 程	(単位：円)
(1) 課税売上高 547,307,407	
(2) 非課税資産の輸出等の金額 400,000+300,000=700,000	
(3) 非課税売上高 (25,340,000-580,000)+64,418,000+(55,467,000-648,000)+10,500,000+2,200,000+475,630,000 +330,000,000+71,336,000+27,400,000+142,530+3,600,000+180,000=1,064,985,530	
(4) $\frac{(1)+(2)}{(1)+(2)+(3)} = \frac{548,007,407}{1,612,992,937} \approx 33.9\% < 95\%$ ∴ 按分計算が必要	
割	548,007,407 円
合	1,612,992,937 円

【控除対象仕入税額】

計 算 過 程	(単位：円)
〔課税仕入れ等の税額の合計額の計算〕	
(1) 区分経理及び税額	
① 課税資産の譲渡等により要するもの 378,000+560,000+540,000+254,966,000+23,189,000+2,240,000+1,927,000+1,250,000+3,417,000 +80,000=288,547,000 $288,547,000 \times \frac{6.3}{108} = 16,831,908$	
② その他の資産の譲渡等により要するもの 1,728,000+4,174,200+3,240,000+5,500,000=14,642,200 $14,642,200 \times \frac{6.3}{108} = 854,128$	
③ 共通して要するもの 5,362,000+2,700,000+4,860,000+800,000+(2,430,000-30,000)+(2,940,800-80,000)+120,000 +23,760+24,543,560=43,670,120 $43,670,120 \times \frac{6.3}{108} = 2,547,423$	
④ 合計 288,547,000+14,642,200+43,670,120=346,859,320 $346,859,320 \times \frac{6.3}{108} = 20,233,460$	



【控除対象仕入税額】(続き)

計 算 過 程	(単位：円)
(2) 個別対応方式	
(2)① + (2)③ × $\frac{548,007,407}{1,612,992,937}$	= 17,697,383
(3) 一括比例配分方式	
(2)④ × $\frac{548,007,407}{1,612,992,937}$	= 6,874,230
(4) (2) > (3)	∴ 17,697,383
〔調整対象固定資産に係る控除税額の調整の計算等〕	
(1) 調整対象固定資産の判定	
① B建物	
$450,000,000 \times \frac{100}{108}$	= 416,666,666 $\geq$ 1,000,000 ∴ 該当する
② ゴルフ場利用株式	
$3,672,000 \times \frac{100}{108}$	= 3,400,000 $\geq$ 1,000,000 ∴ 該当する
③ 営業用車両	
$(1,650,000 - 153,000) \times \frac{100}{108}$	= 1,386,111 $\geq$ 1,000,000 ∴ 該当する
④ 応接セット	
$(1,180,000 - 110,000) \times \frac{100}{108}$	= 990,740 $<$ 1,000,000 ∴ 該当しない
(注) B建物は、当課税期間において転用の事実がないため調整不用。	
(2) 著しい変動	
① 著しい変動の判定	
(イ) 前々々課税期間の課税売上割合 (仕入れ時の課税売上割合)	
イ 課税売上高	
$(835,919,320 - 95,332,000) \times \frac{100}{108}$	= 685,729,000
ロ 非課税売上高	
95,332,000	
ハ $\frac{イ}{イ+ロ} = \frac{685,729,000}{781,061,000}$	≒ 87.7%
(ロ) 通算課税売上割合	
$\frac{685,729,000 + 289,220,000 + 246,817,000 + 548,007,407}{781,061,000 + 591,104,000 + 1,062,253,000 + 1,612,992,937}$	= $\frac{1,769,773,407}{4,047,410,937}$ = 43.7%

【控除対象仕入税額】(続き)

計 算 過 程		(単位：円)
<p>(ハ) 判定</p> <p>イ 変動差</p> $87.7\% - 43.7\% = 44.0\% \geq 5\%$ <p>ロ 変動率</p> $\frac{44.0\%}{87.7\%} = 50.1\% \geq 50\% \quad \therefore \text{著しい変動に該当する}$		
(3) 調整税額		
① ゴルフ場利用株式		
(イ) 調整対象基準税額		
$3,672,000 \times \frac{6.3}{108} = 214,200$		
(ロ) 仕入れ時の控除税額		
$214,200 \times \frac{685,729,000}{781,061,000} = 188,055$		
(ハ) 通算課税売上割合による控除税額		
$214,200 \times \frac{1,769,773,407}{4,047,410,937} = 93,661$		
(ニ) (ロ) - (ハ) = 94,394(控除)		
② 営業用車両		
(イ) 調整対象基準税額		
$(1,650,000 - 153,000) \times \frac{6.3}{108} = 87,325$		
(ロ) 仕入れ時の控除税額		
$87,325 \times \frac{685,729,000}{781,061,000} = 76,666$		
(ハ) 通算課税売上割合による控除税額		
$87,325 \times \frac{1,769,773,407}{4,047,410,937} = 38,183$		
(ニ) ((ロ) - (ハ)) × 3台 = 115,449(控除)		
③ ① + ② = 209,843		
[控除対象仕入税額の計算]	金	17,487,540 円
17,697,383 - 209,843 = 17,487,540	額	

IV 差引税額の計算

【差引税額】

計 算 過 程 (単位：円)	金 額
34,480,341 - 17,487,540 = 16,992,801 → 16,992,800 (百円未満切捨)	16,992,800 円

V 中間納付税額の計算

【中間納付税額】

計 算 過 程 (単位：円)	金 額
(1) 一月中間申告 $\frac{14,805,000}{12} = 1,233,750 \leq 4,000,000$ ∴適用なし	
(2) 三月中間申告 ① 判定 $\frac{14,805,000}{12} \times 3 = 3,701,250 > 1,000,000$ ∴適用あり ② 中間納付税額 3,701,200 (百円未満切捨) × 3 = 11,103,600	
(3) 六月中間申告 適用なし	
(4) (1) + (2) + (3) = 11,103,600	
	11,103,600 円

VI 納付税額の計算

【納付税額】

計 算 過 程 (単位：円)	金 額
16,992,800 - 11,103,600 = 5,889,200	5,889,200 円

問2 計12点

I 第1期（自平成29年9月1日至平成30年3月31日）の納税義務の有無の判定

計 算 過 程	
	(単位：円)
(1) 原則	
基準期間なし	
(2) 前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例	
特定期間なし	
(3) 新設法人の納税義務の免除の特例	
期首資本金額 3,000,000 < 10,000,000	
(4) 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例	
① A氏 100% > 50%     ∴ 特定要件に該当する	
② 乙社	
(イ) $(507,000,000 + 162,000,000) \times \frac{100}{108} = 619,444,444$	
ロ $\frac{619,444,444}{12+4} \times 12 = 464,583,333 \leq 500,000,000$	
(ロ) $270,000,000 \times \frac{100}{108} = 250,000,000 \leq 500,000,000$	
② 丙社	
(イ) $388,000,000 \times \frac{100}{108} = 359,259,259$	
ロ $\frac{359,259,259}{12} \times 12 = 359,259,259 \leq 500,000,000$	
(ロ) $501,000,000 \times \frac{100}{108} = 463,888,888$	
ロ $\frac{463,888,888}{12} \times 12 = 463,888,888 \leq 500,000,000$ ∴ 納税義務なし	
(注) 丁社は、別生計親族が完全に支配している法人であるため、特殊関係法人に該当しない。	

Ⅱ 第2期（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）の納税義務の有無の判定

計 算 過 程	
	(単位：円)
(1) 原則	
基準期間なし	
(2) 前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例	
前事業年度が短期事業年度（7ヶ月以下）に該当し、前々事業年度もないため特定期間なし	
(3) 新設法人の納税義務の免除の特例	
期首資本金額 3,000,000 < 10,000,000	
(4) 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例	
① A氏 100% > 50%     ∴ 特定要件に該当する	
② 乙社	
(イ) $162,000,000 \times \frac{100}{108} = 150,000,000$	
$\frac{150,000,000}{4} \times 12 = 450,000,000 \leq 500,000,000$	
(ロ) $536,000,000 \times \frac{100}{108} = 496,296,296$	
$\frac{496,296,296}{12} \times 12 = 496,296,296 \leq 500,000,000$	
(ハ) $275,000,000 \times \frac{100}{108} = 254,629,629 \leq 500,000,000$	
② 丙社	
(イ)イ $501,000,000 \times \frac{100}{108} = 463,888,888$	
ロ $\frac{463,888,888}{12} \times 12 = 463,888,888 \leq 500,000,000$	
(ロ)イ $550,000,000 \times \frac{100}{108} = 509,259,259$	
ロ $\frac{509,259,259}{12} \times 12 = 509,259,259 > 500,000,000$ ∴ 納税義務あり	

Ⅱ 第3期（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）の納税義務の有無の判定

計 算 過 程	
	(単位：円)
(1) 原則	
	$\frac{5,800,000}{7} \times 12 = 9,942,857 \leq 10,000,000$
(2) 前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例	
① 売上高	
	$17,800,000 \times \frac{100}{108} = 16,481,481 > 10,000,000$
② 給与等	
	$11,000,000 > 10,000,000 \quad \therefore \text{納税義務あり}$